

令和3年度第1回幕別町国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時

令和3年4月22日(木) 午後6時28分から午後7時43分まで

2 場 所

役場3階AB会議室

3 出席者

六郎田委員、宮本委員、景山委員、村松委員、斉藤会長、古田委員、横山委員

(欠席者 赤坂委員、塩塚委員)

※ 規則第4条第3号の規定により、条例第2条各号(被保険者、保険医、公益代表)に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席があることから会議は成立。

事務局～細澤住民福祉部長、谷口住民生活課長、国保医療係：佐々木、松田、坂本、稲垣

4 事務局職員自己紹介(佐々木係長自己紹介)

5 会 議

① 開会

(斉藤会長)

皆さん、お晩でございます。お集まりいただきましてありがとうございます。出掛けにテレビを見ていましたが、札幌の桜が開花するという事で随分早いなと思っております。

この時期になると十勝も農家の方の作業が始まる時期なのにコロナのことがとても心配だなと思っております。今回、事前に送っていただいた議案書の中身を見ても、コロナに関わる分が多くありそうだなと思っていて、先ほどから心配だと思っていたところです。今日、私の所に役場からワクチン接種の案内の封書が届いておりまして、幕別は15日から予定しているということで、気持ちが明るくなって、そしてコロナが終息に向かえば良いなと感じたところであります。

今日は報告が7点、積極的に協議いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。それでは会議に入りたいと思います。

② 会議録署名委員の指定

(斉藤会長)

最初に、会議録署名委員の選出ですが、事務局からお願いします。

(谷口課長)

慣例によりまして、委員名簿の順に2名をお願いしております。今回につきましては、古田委員と横山委員をお願いしたいと思います。

(斉藤会長)

それでは、今日の署名委員につきましては、古田委員と横山委員をお願いいたします。

③ 議件等

(1) 報告第1号 令和2年度幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて
(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

説明に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。資料として、事前に配布させていただいております議案書、別紙で資料1、資料2、資料3と、最後の報告事項7号に関わります北海道国民健康保険運営方針を別冊でお配りさせていただいております。また、本日追加で議案書9頁に係る正誤表をお配りしており、加えまして、被保険者証の関係でのご説明で使用させていただくプラスチックと上質紙の被保険者証をご用意させていただきました。もし、資料に不足等がありましたらお申し出ください。

それでは、報告第1号「令和2年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて」ご説明させていただきます。

議案書1頁をご覧ください。はじめに、令和2年度歳入の決算見込みについてであります。3月補正予算後の予算額につきましては、30億5,819万5千円に対しまして、2億2,608万円減の28億3,211万5千円の決算見込みとなっております。

次に2頁をご覧ください。歳出の決算見込みについてであります。3月補正予算後の予算額30億5,819万5千円に対しまして、2億5,505万円減の28億314万5千円の決算見込みとなっております。

歳入・歳出における主な増減理由についてであります。歳出の「2 保険給付費」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、主に療養給付費及び高額療養費が大きく減となり、保険給付費に要した費用は、北海道から歳入されることとなりますので、歳入の「2 道支出金」も大きく減となっております。

次に、歳入の「4 繰入金」の「2 基金繰入金」及び歳出の「10 繰出金」の「1 他会計繰出金」についてであります。平成30年度と令和元年度に一般会計から国保特会に繰入した職員給与費等繰入金の一部が過大となっていたことから、その過大となっていた1,912万円を国民健康保険基金から繰入し、同額を一般会計へ返還したものであります。

次に、歳入の「7 国庫支出金」の「1 災害等臨時特例国庫補助金」についてであります。新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税の減免を行った場合に、その10分の6に相当する額が国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付対象となるものであります。なお、残りの10分の4に相当する額は特別調整交付金の交付対象となります。

歳入面におきましては、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税の減免を実施しているところであります。前年並みの収納額を確保できる見込みであること、歳出面におきましては、コロナ禍の影響による保健事業費等における支出が減となる見込みでありますことから、その結果、2頁の左下の黒枠のとおり2,897万円の黒字見込みとなります。黒字見込みである2,897万円の取扱いにつきましては、令和6年度から実施予定の保険料率の統一化を見据え、庁内でも十分に協議した上で適切に運用してまいりたいと考えております。

以上で、「令和2年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。決算の見込みについて、ご質問、ご意見等がございますか。

(質疑なし)

(2) 報告第2号 令和2年度幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第2号令和2年度幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について説明させていただきます。議案書3頁をご覧ください。上段の特定健康診査及び特定保健指導実施率の表の黒い太枠をご覧ください。特定健康診査の実施率は、令和2年度の見込数値ではありませんが、42.96%となっており、下段が「幕別町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」に掲げる目標値となりますが、目標値45%を下回る見込みとなっております。令和2年度は、平成30年度から取り組んでおります人工知能を活用した受診勧奨や、保健師による電話や家庭訪問、受診データ受領による未受診者勧奨等の効果が出ている一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが多かったため、目標値を下回ったものと捉えております。

次に、特定保健指導実施率であります。こちらも令和2年度の見込数値になりますが、47.9%となっており、目標値の60%を下回る見込みとなっております。上段の注釈に記載しておりますが、特定健診の実施につきましては、例年、年間で5月、8月、11月に実施しているところではありますが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みまして、5月に5日間実施を予定していた健診を中止し、その代替として2月に3日間実施しましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため定員は例年よりも少なくして実施しております。なお、特定保健指導の終了者は、保健指導を実施してから3か月経過しなければカウントされず、2月に実施した特定健康診査の結果、特定保健指導を実施した者につきましては、本年5月以降に終了者となりますことから、その結果、実施者数が減少となり、目標値を下回ったものと捉えております。

今後とも、引き続き継続して受診していただきやすい環境づくりやデータ受領を促進する体制の整備を図り、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に努めてまいります。

以上で、令和2年度幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況についての説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。特定健診に関して、ご質問、ご意見等はありませんか。

(質疑なし)

(3) 報告第3号 令和3年度幕別町国民健康保険特別会計予算について
(斉藤会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第3号令和3年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明させていただきます。議案書4頁をご覧ください。令和3年度の幕別町国民健康保険特別会計予算であります。総額は、30億1,670万5千円、前年度の当初予算額に比べて、1,279万3千円の減、率にして0.4%の減となっております。

はじめに、中段の歳出の表をご覧ください。「1 総務費」になりますが、前年度予算と比較しまして、54万7千円の減となっております。減額となった要因といたしましては、別にお配りをしております資料1と保険証の方で説明をさせていただきます。

被保険者証につきましては、令和2年度から被用者保険証と高齢者受給者証を一本化したことに伴い、更新のスペンを「2年」から「1年」としたところであります。現在、プラスチックカードを平成17年10月から使用して、作成を業者に委託し、そのカードに必要事項を印字した上で被保険者に交付を行っているところであります。今では、道内でプラスチック製を使用しているのは本町のみとなっております。

次の更新時期となります本年8月には、毎年更新としたことによる耐久の必要性や費用対効果等を勘案し、お配りをしております上質紙に素材を変更した上で更新することとしたため、必要経費が減少となったものであります。なお、実際に被保険者の方にお配りする際にはカード形式ではなく、紙をそのまま封筒に入れて剥がしてもらって使用して頂くという形で考えている所であります。被保険者証の更新に当たりましては、町広報誌やホームページ等を通じて、事前に周知をしまいたいと考えております。

次に、「2 保険給付費」になります。前年度予算と比較しまして、1,329万3千円の減となっております。被保険者数の減少により医療費が縮小されることが主な要因であります。年の月平均の被保険者数となりますが、令和元年度は6,390人、令和2年度は6,208人、182人の減となっており、令和3年度も同様に減少するものと見込み予算計上したところであります。

次に、「3 国民健康保険事業費納付金」であります。こちらは、北海道において、道内の市町村全体で必要となる医療費等を試算した結果に基づくものであり、本町としては、前年度予算と比較して、312万5千円の減額となっております。

次に、「5 保健事業費」であります。前年度予算と比較して、417万4千円の増額となっております。増額となった要因といたしましては、別にお配りをしております資料2と資料3でご説明をさせていただきます。令和3年度から市町村国保ヘルスアップ事業を活用し、平成30年度から実施している人工知能を活用した未受診者勧奨に加え、新たにレセプト・健診結果等を分析し、生活習慣病重症化予防や服薬管理について個別に指導し、医療費適正化に取り組むべく、必要な経費(委託料)を新たに予算計上しております。なお、全額、保険給付費等交付金の対象となりますことから、自治体の持ち出しはございません。

資料2は、委託業務のパッケージの一つとなりますが、多くの薬剤を服用している人や同じ効能の薬剤を複数服用している人に対して、適切な服薬を促すことを目的とした通知を行い、多剤服薬による有害事象の発生を防ぐものとなっております。資料2の裏面の「通知後の流れ」をご覧くださいなのですが、具体的な流れといたしましては、町からレセプト情報を委託業者に提供しまして、委託業者が服薬の内容をチェックします。その中で

委託業者が薬剤の見直しが必要と思われる対象者を抽出しまして、被保険者にお知らせを送付します。その上で、お知らせの内容を踏まえまして、被保険者が、かかりつけの薬剤師やかかりつけ医師にご持参をいただいて相談をしながら見直しを図っていくという内容になります。

資料3も、同じく委託業務のパッケージの一つとなりますが、人工透析に至る可能性の高い患者さんに生活習慣の改善や適正服薬を促すことで、治療や療養生活を送る患者さんの肉体的、精神的、社会的、経済的、すべてを含めた生活の質、「クオリティ・オブ・ライフ」を維持し、人工透析への移行を防ぐものとなっております。具体的な流れといたしましては、資料3の中段に書いてあります「対象者への実施」をご覧くださいなのですが、町から健診データやレセプトデータを委託業者へ情報提供し、委託業者の方で特定した患者さんに対しまして、参加の勧奨をして頂いた上で業者さんと被保険者と対面でお話しして自発的な行動を促すという形となっております。

これら事業の実施により、被保険者一人一人の健康意識の高揚と医療費の抑制につながることを期待しているところであります。

議案4頁にお戻りいただき、上段の歳入の表をご覧ください。「1 国民健康保険税」であります。被保険者数の減少及び新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得減を見込み、前年度予算から629万4千円の減額としております。次に、「2 道支出金」であります。歳出の保険給付費が減となったことに伴い、前年度予算から979万円の減額としております。最後に「4 繰入金」でございますが、前年度予算から329万1千円の増となっております。こちらは、職員の人件費、事務費に係る経費を計上しているほか、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少に伴う国民健康保険税の減収を考慮し、その財源不足分を国民健康保険基金から1千万円繰り入れることとしております。

今後におきましても、国保の健全な財政の運営を図るべく、引き続き、保険者としての収納対策、医療費の適正化対策及び健康増進の取組を推進してまいりたいと考えております。以上で、「令和3年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。これに伴って、ご質問、ご意見等はありませんか。

(宮本委員)

レセプトのデータを外に出したくないという方がいらっしゃる場合は、個人的に断ることはできるのでしょうか。委託業者に自分の情報を知らせたくないという方がいたら、どうするのでしょうか。

(谷口課長)

基本的に委託業者に対し守秘義務を課すこととなります。そこにレセプトのデータを使って、この人がどうゆう状況にあるかというような特許を持っている会社になります。その傾向を見て勧奨をするのですけれども、もしそのようなことをしたくない、実際に通知が来るかは別として、その人が対象になるかどうかですけれども、もし嫌だという方がいれば、我々はそういうことはいたしません。基本的な考え方はとしては、幕別町の国民健康保険の加入者の方で、こういった多重の薬を貰っている方ですとか、人工透析をしなけ

ればならぬそうなる前の人を防ぎたいということで、データを移行して事前に防止をしたいという考え方ですので、万が一そういう方がいれば、データを差し上げないということは可能です。

(宮本委員)

それは町民の方にこういったことをしますというお知らせの必要がありますよね。

(谷口課長)

それはしなければなりません。今後、広報等で周知していくことになります。

(宮本委員)

病気によっては知られたくないという方もいらっしゃるかなと思います。ありがとうございます。

(斉藤会長)

ほかにございますか。令和3年度の予算については資料1, 2, 3のとおり被保険者証の更新で材質を変えますというのがありまして、1年ごとで使えるものにするということで、安くなるようにやっていきますよということですよね。

(谷口課長)

今までプラスチックのものを委託業者で印刷かけていたのですが、被保険者の数が6,200人、100万円かかっていました。紙になると約30万円になり、70万円安くなるような計算です。この保険者証の印刷代は、保険税で賄っているものですから、積みも積もると大きな金額になりますので、財源の節約ということもありますけれども、毎年更新していかなければならないということで、耐久性の問題もありますので、紙で更新するというのであります。

(斉藤会長)

ほかにございますか。

(ほかには質疑なし)

(4) 報告第4号 令和3年度国民健康保険税の課税限度額について

(斉藤会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第4号「令和3年度国民健康保険税の課税限度額について」ご説明させていただきます。議案書5頁をご覧ください。国民健康保険税につきましては、被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、国が被保険者の保険税負担に一定の限度額を設けており、国の限度額の見直しに合わせ、本町におきましても、本協議会にお諮りをさせていただいた上で、幕別町国民健康保険税条例を改正し、課税限度額の見直しを行っているところであります。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、平成 25 年 8 月に公表された社会保障制度改革国民会議報告書において「国民健康保険において、相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険料の賦課限度額を引き上げるべき」と記されており、毎年、国において課税限度額の見直しが行われ、議案書に記載のとおり、令和 2 年度におきましても、基礎課税額が「61 万円」から「63 万円」、介護納付金課税額が「16 万円」から「17 万円」に引き上げられたところであります。

なお、令和 3 年度の課税限度額につきましては、社会保障審議会医療保険部会での議論の結果、「新型コロナウイルス感染症の影響という特殊な状況に鑑み、令和 3 年度について見直しは行わず、据え置く」こととなりましたので、本町につきましても、前年度の課税限度額を据え置くこととし、基礎課税額 63 万円、後期高齢者支援金等課税額 19 万円、介護納付金課税額 17 万円とするものであります。

以上で、「令和 3 年度国民健康保険税の課税限度額について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。これに伴って、ご質問、ご意見等はありませんか。

(横山委員)

基礎課税額 63 万円を超える方というのは、幕別町ではどのくらいいらっしゃるのですか。

(谷口課長)

資料の議案 5 頁の賦課限度額の表を見て頂きたいと思うのですが、基礎分と後期高齢者支援分が年齢に関わらず課税するものでありまして、介護が 40 歳から 64 歳の世帯にかかるものになります。一番共通的な医療分という 63 万円の限度額で申し上げますと、令和 2 年 4 月 1 日現在の被保険世帯が、3,744 世帯が幕別町の保険者の世帯があります。この医療分の限度額を超えている世帯は 226 世帯、約 6 %という状況になっております。

(斉藤会長)

ほかにございますか。

(ほかに質疑なし)

- (5) 報告第 5 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例（案）について

(斉藤会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第 5 号「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」ご説明させていただきます。議案書 6 頁をご覧ください。昨年度開催した第 1 回協議会において

ご説明をさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症にり患した場合には国民健康保険税の減免申請が困難であることや、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が生じ始めた時期を勘案し、遡って国民健康保険税の減額又は免除が適用できるよう、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正したところであります。今回の改正は、減免の対象とする保険税の年度を変更することと減免の申請期限を延長するものであること、また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する保険税の減免に関しましては、委員の皆さまから既にご了承をいただいておりますことから、本件は報告案件とさせていただきます。

それでは、はじめに、「1 改正理由」をご覧ください。太字下線部分になりますが、国が令和3年度における減免措置に対する財政支援の取扱いとして、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分の国民健康保険税の減免を行った場合についても、特別調整交付金の対象とすることとしましたので、当該財政支援の対象となる期間中の国民健康保険税について遡及減免を行うことができるよう、減免の特例における減免対象期間を改めるものであります。なお、ご参考までに、これまでの減免の実績であります。6頁に記載がありますが令和元年度の保険税については、5人に対し8万円の減免決定を、令和2年度の保険税については、36人に対し613万9,300円の減免決定を行ったところであります。

次に、「4 国の財政支援措置」をご覧ください。記載のとおり、減免を行った令和元年度分及び令和2年度分の保険税については、全額、調整交付金若しくは国民健康保険災害等臨時特例補助金の対象となり、自治体の持ち出しはありませんでしたが、令和3年度分の減免を行った保険税については、市町村調整対象需要額に占める保険税減免総額の割合に応じた交付となり、財政支援措置が縮小されることとなっております。議案書7頁の一番上に参考として記載をしておりますが、令和2年度の調整対象需要額と令和2年度に決定した減免保険税総額を基に、調整交付金の交付額を試算いたしますと、交付額は122万7,860円となり、減免保険税総額からの差引である500万円弱が町の負担となります。しかしながら、※印に記載のとおり、令和3年度分の国民健康保険税の減免に当たりましては、主たる生計維持者の令和3年中における事業収入等の減少額が、令和2年中における当該事業収入等の額の10分の3以上であることを要件とするため、減免対象者数及び減免保険税額は令和2年度よりも少なくなるものと考えているところであります。

次の、「5 減免の対象となる世帯及び減免額」につきましては、以前ご説明させていただいた内容に変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

議案書8頁は改め文となり、議案書9頁は新旧対照表となりますが、先にお話しさせていただきましたが、一部改正内容が漏れておりましたので、こちらにつきましては正誤表に置き換えてご覧いただきたいと思っております。なお、本件につきまして、5月7日開催の第3回町議会臨時会に議案として提出することを申し添えます。

以上で、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」の説明とさせていただきます。

(齊藤会長)

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(6)報告第6号 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金について

(斉藤会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第6号「新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金について」ご説明させていただきます。議案書10頁をご覧ください。政府の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第2弾として、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市区町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが決定されたことを受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を制定したところであります。本条例については、国の財政支援の適用時期に合わせ、附則で失効日を規定しているため、国の財政支援の適用時期が延長された際、その都度、条例の改正を行っているところであります。条例改正を行った際、委員の皆さまには文書で情報提供をさせていただいているところでありますが、その情報を一元化し、改めて共有させていただくものであります。

「1 制度の概要」及び「2 これまでの条例改正の経過」は記載のとおりであります。また、「3 道内・管内の支給決定状況」をご覧ください。令和3年1月末現在の支給決定状況になりますが、道内においては77人に対し399万4,019円、十勝管内においては帯広市のみとなりますが、5人に対し25万5,197円の支給決定を行っております。今後におきましても、国の動向を注視しつつ、国の財政支援の適用時期が延長された場合には、委員の皆さまに改めてお知らせいたします。

以上で、「新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者への傷病手当金について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質疑なし)

(7)報告第7号 北海道国民健康保険運営方針の改定概要について

(斉藤会長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第7号「北海道国民健康保険運営方針の改定概要について」ご説明させていただきます。議案書11頁をご覧ください。平成30年度以降の国民健康保険制度におきましては、北海道が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方で、市町村は資格管理や保険給付、保険税率の決定・賦課・徴収、保健事業などを引き続き担う等、道と市町村が一体となって、国民健康保険事業を運営しております。そのため、道と市町村が一体となって、

国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、事務の広域化や効率化を市町村が推進できるよう、国民健康保険の運営に関する統一的な方針として、道が、平成29年8月に「北海道国民健康保険運営方針」を策定したところであります。この運営方針の見直しサイクルが3年となっていることから、このたび、運営方針の改定が行われたところであります。

改正点につきましては、2に記載のとおりであります。いずれも「令和6年度から実施される保険料水準の統一」あるいは「令和12年度を目途に目指す統一保険料率」を見据えたものとなっております。

本町といたしましても、令和6年度からの保険料水準の統一を見据え、北海道国民健康保険運営方針に沿った取組を実践し、引き続き、国保の健全な財政運営を図るとともに、保険者として医療費の適正化対策や健康増進の取組を推進してまいりたいと考えております。

以上で、「北海道国民健康保険運営方針の改定概要について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(谷口課長)

補足になりますが、保険料水準の統一という言葉なのですが、運営方針の25頁に書いてあるのですが、道が言っている保険料水準の統一というのは、各自治体の医療費のかかった水準によって求められる保険、幕別町がいくら払ってくださいねというような調整がされています。各自治体の医療費の上限に応じて、各自治体のお金の徴収する水準が調整されているのですが、それを北海道全体の医療費によって市町村の頭数で保険税を集めるというのが保険料の水準の統一となります。今は医療費の多い少ないで多少調整はされていますけども、そのうちに調整が無くなりますというもので、先ほど冒頭で説明のあった多重薬の関係ですとか、健康になるように保険者は努力しているのですけれども、そういった努力が報われないようになったら困るのですが、それを令和6年度に向けて保険者努力支援を加味しつつ、医療費のかかる経費を全道で計算をして、各自治体に保険税を納めてもらうということを第一弾として令和6年度までに目指すというものになります。それが保険料の水準です。保険料の統一は、どこの自治体でも同じ所得であれば保険料が同じである。それは国民健康保険では令和12年から目指すという位置付けになっています。今回の改定の主な内容としては、令和6年に向けて、細かい調整を色々しなければならぬのですけれども、医療費の水準を一律同じように見ていくという計画になっていることをご理解いただきたいと思います。

(斉藤会長)

他にございますか。

(横山委員)

特定健康診断の受診率を上げて頑張っている町村も、あんまり頑張っていない町村も、そういった町村ごとのインセンティブが無くなってしまいうということですか。

(谷口課長)

それをどのようにしていこうかというのが、令和 12 年に向けての課題の一つとしてあります。まだまだ統一しなければならぬのは、先ほど限度額の話がありましたけれども、幕別町は政令に基づいた限度額を毎年改正しているのですが、自治体の判断で上げてない団体もあります。大体、結果的には一緒になっているのですが、そういう団体もあれば、あと徴収率の問題があります。徴収率が 100%の自治体もあれば 90%に満たない自治体もありますから、そういった自治体に同じ保険税を賦課したときに、お金が集まってくるかという問題がありますので、そういった事を一つひとつ今後 3 年、また 3 年という形で、課題を解決しながら統一に向けて進んでいく、横山委員がおっしゃっている事は、我々保険者が道に対して強く言っていることとなります。そういった努力をいことで、頑張っていない自治体と同じになっては困るということで、我々も道の方に伝えていくこととなります。

(斉藤会長)

他にございますか。

(他に質疑なし)

(斉藤会長)

これですべての報告事項が終わりました。そのほか、事務局から何かありますか。

(谷口課長)

次回の開催日につきましては、また制度改正等があれば、会長と相談して日程を決めさせて頂きたいと思っております。先ほど係長からもありましたけれども、おそらく傷病手当というのが、近々、緊急事態宣言がされると思っておりますので、また 3 ヶ月ごと延長されていくのかなと思っております。今、6 月末が傷病手当の期限になっているのですが、大体傾向としては 5 月中旬くらいに更に延長しますという情報が来るので、もし来た場合はまた、先ほど説明があった通り随時情報提供してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(斉藤会長)

それでは、本日の協議会は終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。